

公 告 第 242 号
令和 8 年 3 月 31 日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合
理 事 長 嘉 納 亜 紀 子
(公 印 省 略)

規 約 の 一 部 変 更 に つ い て

このたび、下記のとおり規約を一部変更しましたので、公告いたします。

記

1. 第 7 条（議員の任期）

「議員の任期は、2 年とする。」から「議員の任期は、2 年 2 ヶ月とする。」に改める

附則 この規約は、次期総選挙から施行する。

2. 第 43 条（保険料額及び調整保険料額の負担割合）

- ・規約例に倣い、条文の見出しを「(保険料及び調整保険料の負担割合)」から「(保険料額及び調整保険料額の負担割合)」に改める
- ・規約例に倣い、「一般保険料額」から「一般保険料等額（うち一般保険料分）」に改める

第43条の2（介護保険料額の負担割合）

- ・規約例に倣い、条文の見出しを「(介護保険料の負担割合)」から「(介護保険料額の負担割合)」に改める

第43条の3（子ども・子育て支援金額の負担割合）

- ・規約例に倣い、第43条の2の次に第43条の3「(子ども・子育て支援金額の負担割合) 子ども・子育て支援金額の2.3分の1.15は事業主、2.3分の1.15は被保険者において負担する。」を加える

第46条（予備費の費途）

- ・規約例に倣い、第2項の次に第3項「子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。(1) 子ども・子育て支援納付金 (2) 子ども・子育て支援金還付金」を加える

第47条（準備金の保有方法）

- ・規約例に倣い、第2項の「介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める

附則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

以上